

# 価格公示による市有不動産売払実施要綱

平成15年7月15日制定

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、遊休不動産の処分を促進するため、あらかじめ売却価格等を公示して購入希望者を公募することによる市有不動産の売却について必要な事項を定めるものとする。

(売却対象不動産)

第2条 この要綱により売却する市有不動産（以下「売却物件」という。）は、普通財産のうち、既に一般競争入札に付され落札されなかった不動産の中から市長が決定する。

(売却価格)

第3条 売却価格は、不動産鑑定士による鑑定評価価格等を参考にして市長が決定する。

(公募の方式)

第4条 公募の方式は、公募抽選又は常時公募によるものとする。

2 前項の公募抽選とは、次の各号に掲げる事項を公示し、抽選により購入予定者（以下「当選者」という。）を決定する方式をいう。

- (1) 売却物件の所在、地番、地目、面積及び売却価格
- (2) 申込資格に関する事項
- (3) 現地説明会を実施するときには、その日時及び場所
- (4) 公募抽選申込書兼受付書の受付期間及び場所
- (5) 抽選会の日時及び場所
- (6) 当選者の決定方法
- (7) その他公募抽選及び契約に関し必要な事項

3 第1項の常時公募とは、前項に規定する公募抽選により売却できなかった売却物件について、次の各号に掲げる事項を公示し、先着順で当選者を決定する方式をいう。

- (1) 前項第1号、第2号、第3号及び第6号に掲げる事項
- (2) 市有財産払下申請書の受付期間及び場所

(3) その他常時公募及び契約に関し必要な事項

(申込資格)

第5条 公募の申込みをすることができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(当選者としての資格の取消)

第6条 次に掲げる場合には、当選者としての資格を取り消す。

(1) 当選者が、前条に規定する申込資格を有さなかったとき。

(2) 当選者又はその代理人が、正当な理由なく第11条又は第15条に規定する契約説明会に出席しないとき。

(3) 当選者が、正当な理由なく契約に必要な書類を提出しなかったとき又は契約の締結を行わなかったとき。

(4) 当選者が、売買契約に定める義務を履行せず、契約を解除されたとき。

(売買代金の納入等)

第7条 売買代金は、次のいずれかの方法により当選者に納入させなければならない。

(1) 売買契約と同時に全額一括納入

(2) 売買契約と同時に売払価格の1割以上の額(契約保証金)を納入させ、残額を売買契約を締結した日から6か月以内の別に指定する日までに納入させる。当選者が契約に基づく義務を履行しないときは、契約保証金を返還しない。

2 売買契約の締結及び履行、所有権移転登記等に必要な一切の費用は、当選者の負担とする。

第2章 公募抽選

(申込方法等)

第8条 購入希望者は、公募抽選申込書兼受付書を受付期間内に総務部行政管理課の受付場所(以下「受付場所」という。)に直接持参又は郵送することにより申し込むものとする。ただし、郵送の場合は受付期間内に受付場所に届いた物のみ有効とする。

2 売却物件を共有しようとする場合には、共有予定者全員の連名で申し込まなければならない。この場合、連名者全員が第5条に規定する申込資格を有しなければならない。

3 申込みを受け付けたときは、申込者に抽選番号を付した受付書を交付するものとする。

(抽選会への参加)

第9条 申込者又は代理人は、前条第3項で交付した受付書を持って抽選会に参加しなければならない。不参加の場合は、応募を辞退したものとみなす。

(当選者の決定方法)

第10条 前条の抽選会において、1物件に対し申込者が1人のときは当該申込者を当選者とし、申込者が複数のときは公開の抽選により当選者及び順位を付して落選者を決定する。

2 当選者の資格を第6条の規定により取り消した場合は、落選者を順次当選者として繰り上げるものとする。

(契約説明会の開催)

第11条 抽選会終了後に当選者に対し契約説明会を開催し、市有財産払下申請書及び契約に必要な書類を交付するものとする。ただし、前条第2項の規定により落選者を当選者として繰り上げた場合は、別途日時を指定して同様の事務手続を行うものとする。

(売買契約等の締結期限)

第12条 当選者は、市有財産払下申請書を契約説明会の日から7日以内に提出しなければならない。

2 売買契約の締結は、契約説明会の日から3か月以内の市長が別に指定する日までに行うものとする。

### 第3章 常時公募

(申込方法等)

第13条 購入希望者は、市有財産払下申請書に必要事項を記入、押印の上、受付期間内に受付場所に直接持参して申し込むものとする。

2 売却物件を共有しようとする場合には、共有予定者全員の連名で応募しなければならない。この場合、連名者全員が第5条に規定する申込資格を有しなければならない。

(当選者の決定方法)

第14条 受付期間中に最も早く申込みをした者を当選者とする。

(契約説明会の実施)

第15条 申込みを受け付けた日から7日以内に、当選者に対し契約説明会を開催し、契約に必要な書類を交付するものとする。

(売買契約の締結期限)

第16条 売買契約の締結は、契約説明会の日から3か月以内の市長が別に指定する日までに行うものとする。

### 第4章 雑則

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。